

生徒心得

1 生徒心得

(1) 服装

- ① 登校時は制服を着用すること（休業中も同じ）。
- ② 服装規定を厳守すること。なお、服装規定は別項に定める。
- ③ やむを得なく異装するときには、異装届許可願に記入し許可を得ること。

(2) 校内生活

- ① 公共施設、共同生活の場であることを自覚しマナーを厳守すること。
- ② 始業時より放課後までは、無断の外出又は早退は認めない。やむを得ない場合は外出・早退許可証をホーム担任より受け取ること。
- ③ 学習に関係ない物は学校に持ち込まないこと。
- ④ 貴重品の管理については特に注意すること。
- ⑤ 遺失物や拾得物は、速やかに生徒部に届けること。
- ⑥ 掲示物や配布物等については、生徒部の許可を受けること。
- ⑦ 昼食は各自の教室または、野外教室(中庭)を利用すること。
- ⑧ 下校時は、教室や廊下の戸締りをすること。
- ⑨ 校舎等を破損したときは別に定める規定により、弁償すること。
- ⑩ 生徒証明書は常に携帯すること。
- ⑪ 携帯電話の持ち込みは許可するが、別途定めるマナーを守ること。

(3) 校外生活

- ① 本校生徒として、自覚ある行動をとること。
- ② 外泊については保護者の許可を受け、慎重に行うこと。

(4) 禁止事項

- ①法令や社会的規範等に違反する行為をしない。
 - ア 飲酒・喫煙
 - イ 暴行・脅迫・恐喝・窃盗・詐欺・万引き等
 - ウ 深夜徘徊 (22:00～4:00)
 - エ シンナーや薬物等の所持・使用
- ②下記の場所へ立ち入らないこと。

高校生及び18歳未満立入禁止場所への立ち入りは禁止。

インターネットカフェ・ビリヤード・漫画喫茶等高校生として好ましくない場所。

カラオケボックスは保護者同伴のこと。また、カラオケボックスは保護者同伴でも深夜(午後10時から翌日の午前6時まで)の立ち入りは禁止。また、ゲームセンターについては16歳未満の者は午後6時以降は立ち入り禁止（高知県青少年保護育成条例より）。
- ③法によって所持を禁止されている物（凶器・危険物の携行）。
- ④学校管理下での政治的団体への加入、またはそれを指示するための活動。
- ⑤教員引率もしくは保護者同伴ではない、宿泊をともなう行事への参加。

(5) 交友

- ①交友関係は人格形成のうえに大変重要であると考え、平等の精神にたって互いに人格を尊重し、自ら信頼される友となるよう心がけること。
- ②物品・金銭の貸借はしないこと。

(6) 自動販売機

① 利用時間について

ア 自動販売機は休み時間、放課後とする。また、1階のフロアの利用は18時（土曜日は16時）までとする。

イ 許可なく2階多目的ホールへの立ち入り、利用は禁止する。

② 校内の飲食は、各自の教室及び野外教室(中庭)のみとする。

③ ペットボトル飲料等は、自動販売機横の回収ボックスに捨てること。

④ 学校生活において決まりが守れない場合（食べ歩き・飲み歩き）は販売制限を行う。

(7) アルバイト

① アルバイトを行う場合は、事前にホーム担任に届け出、生徒部の許可を受けること。

② 高校生及び18歳未満立ち入り禁止場所及び午後9時までに帰宅できない職種、その他学業に支障があると考えられる場合は許可しない。

③ 高校生として自覚ある行動を心がけること。

④ 1年次生は1学期終了までは禁止とする。

(8) 交通安全

① 自転車について

ア 自転車通学を希望する生徒は、ホーム担任を通じて許可願を生徒部に提出すること。

イ 見える位置に所定の通学許可ステッカーを貼ること。

ウ 所定の自転車置き場に整頓して駐輪し、必ず施錠をすること。

エ 雨天時の通学は、必ず雨具を着用すること。

オ ながら運転・傘さし・2人乗り・無灯火・並列等危険走行をしない。

カ 警察等に自転車での指導を受けた場合は生徒部に必ず届け出ること。

② 運転免許

ア 運転免許を必要とする諸車での登校は禁止する。**(なお、特定小型原動機付自転車も同様)**

イ 二輪・原動機付自転車(以下原付)運転免許取得・通学については原則禁止とする(高知県高等学校PTA連合会決議に批准)。

ただし、地理的条件・公共交通機関等の諸事情により通学に著しい支障があり原付免許取得・通学が必要な場合は、保護者からホーム担任を通じて生徒部に届け出て、学校長の許可を受けなければならない。

ウ 普通自動車の運転免許取得については、本人・保護者連名の許可願提出により、学校の指導・許可を経た後、2学期中間考査以降の入校を認める。自動車学校への通学は、放課後・長期休業中・家庭学習期間中で考査期間中は禁止とする。

エ 卒業検定の受検は学年末考査終了後とする。

オ 運転免許証が交付された場合は、卒業式終了まで保護者に預け、管理してもらうこと。

③ 交通事故の被害者や加害者になった生徒は、適切な対応をとり速やかにホーム担任に連絡をすること。

2 服装規定

本校生徒は、この規定に従い端正・清潔さを旨とし華美にならないようにすること。

なお、制服を改造した者は再購入することとする。

(1) 男子制服(本校指定)

① 冬服

ア 上着は、本校指定の紺色のブレザー、シングル型、3つボタン。

イ 本校指定のイニシャル刺繍入りレギュラーカラーシャツ。

- ウ 本校指定のスラックス。
- エ 本校指定のベスト・セーター。

② 合服

本校指定のレギュラーカラーシャツ。

③ 夏服

本校指定の半袖レギュラーカラーシャツ及びポロシャツとする。

④ ネクタイ

ア 本校指定のストライプ柄。

イ ネクタイは、学校（学年）指定日・ブレザー着用時としそれ以外は自由とする。

⑤ アンダーウェア

ベージュ及び無彩色とする（ワンポイント可）。

※無彩色とは白・黒・グレー

(2) 女子制服(本校指定)

① 冬服

ア 上着は本校指定の紺色のブレザー、シングル型、3つボタン。

イ 本校指定のレギュラーカラーシャツ。

ウ スカートは本校指定の型、膝が隠れる長さを標準とする。ベルトの着用は禁止する。

エ 本校指定のスラックス。

オ 本校指定のベスト・セーター。

② 合服

本校指定のレギュラーカラーシャツ、ベスト着用のこと。

③ 夏服

本校指定の半袖ブラウス及びポロシャツとする。

④ リボン

ア 本校指定のストライプ柄。

イ リボン、ネクタイ（スラックス着用時）は、学校（学年）指定日・ブレザー着用時としそれ以外は自由とする。

⑤ アンダーウェア

ベージュ及び無彩色とする（ワンポイント可）。

(3) 防寒着等

防寒着、マフラーは華美でないものとする。昇降口までとし、校舎内では着用しない（防寒着はカバンか袋に入れること）。

ひざ掛けは教室内での使用とし、膝にかける以外の使用を禁止する。

(4) 衣替え

合服・夏服は5月～10月、合服・冬服は11月～4月を目安とするが特に時期を指定しない。ただし、学年団などで行動する場合は決められた服装とする。

卒業式はブレザー、リボン、ネクタイを着用し、ソックスは黒の無地（ワンポイント可）、女子のストッキング・タイツは黒、ベージュのみとする。

(5) 頭髪

① 清潔で落ち着いた髪形であること。

男子…前髪は目にかからない、横髪は耳孔を塞がない、後髪は襟にかからないこと。

女子…前髪を下ろすときには目にかからない、横髪と後髪は、（襟下にかかるときは、編むか結ぶことが望ましい（華美でないゴム））。

- ② 人工的に手を加えた髪型等、下記の頭髪は認めない。
パーマ、カール、エクステ、逆毛、毛染、脱色、眉や額の剃りこみ等。ヘアバンド、リボン、カチューシャ、装飾されたヘアピン等は使用しないこと。
- ③ 清潔な身だしなみを心がけること（髭は剃ること）。
- (6) ソックス
無彩色及び紺の無地とする（ワンポイント可）。ストッキング、タイツは黒・ベージュの無地とする。
- (7) 靴
黒及び茶の標準型革靴、または運動靴が望ましい。
- (8) 鞆
指定はないが、リュックが望ましい。
- (9) 装飾品等
装飾品、化粧等は禁止
- (10) 携帯電話
①使用上の注意とマナーを遵守すること。
②登校時、昇降口で電源を切り、放課後まで使用は禁止する。
③放課後は、校舎外の使用は許可するが、校舎・体育館（本館1～4号館）での使用は禁止する。
④違反した生徒は違反報告書（毎回提出）を提出し生徒部からの注意を行う。
1回目・・・生徒部からの注意
2回目・・・生徒部からの注意及び課題を与える
3回目以降は家庭連絡及び課題、登校から下校まで預かり指導を行う
- (11) 遅刻指導（累積指導）
①遅刻回数
10回 ホーム担任、「遅刻報告書」
20回 学年主任・生徒部指導、「遅刻報告書」及び課題
30回 管理職指導（保護者召喚）、「遅刻報告書」と課題
40回 1日登校指導（別室）
- (12) 服装・頭髪指導（累積指導）
①注意指導5回で1カウント。カウントに応じた指導を行う。
1カウント 「違反報告書」、課題、生徒部注意
2カウント 「違反報告書」、課題、生徒部注意
3カウント 「違反報告書」、課題、学年主任、生徒部注意（保護者連絡）
4カウント 「違反報告書」、課題、学年主任、生徒部長・管理職説諭（保護者召喚）

附則

本規定は令和6年4月1日 一部改訂